

帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する事業所税の減免について

1 減免の対象

以下に該当する備蓄倉庫に係る事業所税資産割の全額が減免の対象となります。

対象となる備蓄倉庫

- ①都内各区と帰宅困難者受入協定を結んだ一時滞在施設において、東京都から購入費用の補助金を受けて購入した帰宅困難者向けの備蓄品、スマートフォン等に充電するために必要な機器及び暑さ対策用備蓄品の保管の用に供される倉庫
(倉庫内で補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品以外のものが混在している場合は減免の適用を受けることはできません。)

※減免の対象期間は、補助金交付決定日から5年以内に終了する事業年度分です。(例1)

2 最初の補助金交付決定時における減免の手続

- 事業所税の申告の際に「事業所税減免申請書」を所管の都税事務所へご提出ください。
- 申請書の提出期限は事業所税の申告納付期限と同じく「事業年度終了日から2ヶ月以内」です。期限内に「事業所税減免申請書」が提出されないと、1に記載の減免対象となる備蓄倉庫であっても減免の適用を受けることができなくなりますのでご注意ください。
- 減免申請の際には、減免申請額を含めて申告納付してください。都税事務所において減免申請の内容等を確認し、減免が適用される場合、その減免額を後日還付いたします。その際に都税事務所からお問い合わせ、書類提示や現地確認等のお願いをさせていただくことがあります。

3 2回目以降の補助金交付決定時における減免の手続

- 既に減免決定を受けている事業者については、減免適用となる最後の事業年度の翌事業年度中に、既に減免を受けている一の民間一時滞在施設に係る新たな補助金交付決定があった場合、引き続き決定日から5年以内に終了する事業年度分について減免対象となります。(例2)
- 減免適用期間が終了した後、一事業年度以上減免適用期間がなかった事業者についても、既に減免を受けている一の民間一時滞在施設について、新たな補助金交付決定があった場合、決定日から5年以内に終了する事業年度分について再度減免の対象となります。この場合、減免申請を行う際は、上記2と同様に減免申請額を含めて申告納付する必要があります。(例3)

参考 事業所税とは

(1) 申告納付が必要な方

東京都23区内において、事業所等（事務所、店舗、倉庫等）を設けて事業を行っており、次のいずれかに該当する方

①資産割：23区内の各事業所等（借りている場合も含む）の床面積の合計が1,000㎡を越える

②従業者割：23区内の各事業所等における従業者数の合計が100人を越える

(2) 納める税額

①資産割：事業所床面積（㎡） × 600（円）

②従業者割：従業者給与総額（円） × 0.25（%）

※事業所床面積が800㎡を越え1,000㎡以下の方、または従業者数が80人を越え100人以下の方は申告書のみ提出（免税点以下申告）をしていただくこととなります。

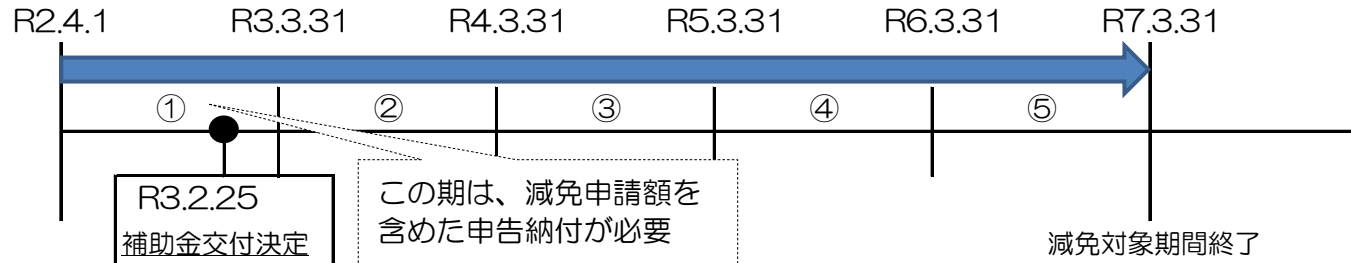
申告及びお問い合わせ先：下記の所管都税事務所の事業所税班

所管都税事務所	千代田都税事務所 〒101-8520 千代田区内神田2-1-12 03(3252)7141	中央都税事務所 〒104-8558 中央区新富2-6-1 03(3553)2151	港都税事務所 〒106-8560 港区麻布台3-5-6 03(5549)3800	新宿都税事務所 〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8 03(3369)7151
本店の所在地	千代田区、文京区、荒川区、北区、足立区	中央区、江東区、江戸川区、台東区、墨田区、葛飾区	港区、品川区、大田区	新宿区、中野区、杉並区、渋谷区、目黒区、世田谷区、豊島区、板橋区、練馬区

帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する事業所税の減免適用期間の例

(例1) 減免適用期間

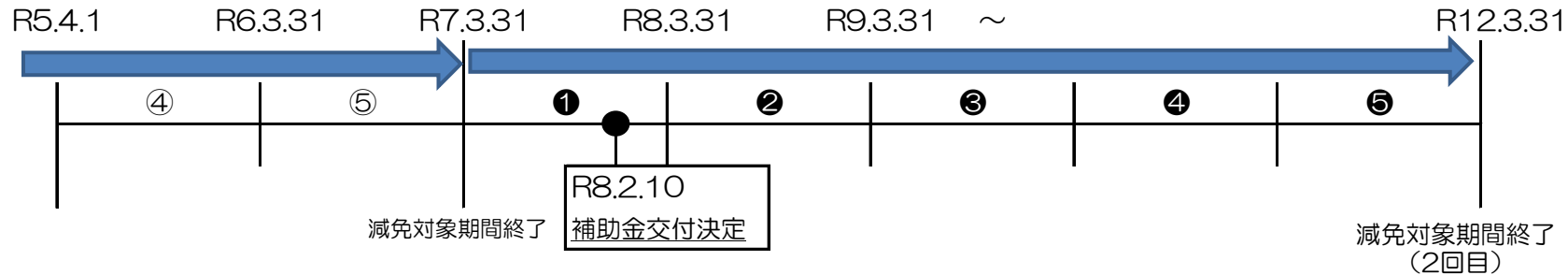
※3月31日決算の事業者が、令和3年2月25日に補助金交付決定を受けたケース（例2、3も同様）



◎ただし、再度補助金交付決定があった場合は、下記（例2）または（例3）のケースによる。

(例2) 引き続き減免となるケース

※令和7年3月31日で減免適用期間が終了した後、翌事業年度中に再度補助金交付決定があった場合



(例3) 再度減免申請額を含めた申告納付が必要なケース

※令和7年3月31日で減免適用期間が終了した後、一事業年度以上経過した後に再度補助金交付決定があった場合

